

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第1回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。10番、及川 伸君及び11番、金崎悟朗君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

本日の日程は、議事日程にあるとおり、町提出の議案5件を一括提案し、審議終了後に議員提出の発議案を提案し、審議する日程で進めます。

日程第3 議案第76号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第77号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第78号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第79号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第80号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第76号工事請負契約の締結についてから日程第7、議案第80号財産の取得についてまでを5件一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成30年第1回大槌町議会臨時会における議案5件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

議案第76号工事請負契約の締結については、町道大ケ口線大柁橋架替（上部工）工事に係る契約であります。

議案第77号工事請負契約の締結については、町道三枚堂大ケ口線（仮称）三枚堂大ケ口トンネル設備工事に係る契約であります。

議案第78号工事請負契約の締結については、大槌駅観光交流施設建設工事に係る変更契約であります。

議案第79号工事請負契約の締結については、町道大ケ口線大柁橋架替（下部工）工事に係る変更契約であります。

議案第80号財産の取得については、大槌町災害公営住宅買取事業（町方地区②）災害公営住宅に係る財産取得であります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 議案第76号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第76号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、町道大ケ口線大柁橋架替（上部工）工事。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約の金額、2億6,870万4,000円。

4、契約の相手方、岩手県盛岡市渋民字狐沢70番地の1、北日本機械株式会社、代表取締役社長 高橋哲雄です。

次のページをお開きください。

入札は、平成30年6月27日に行っています。

入札参加条件は、大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に掲載されている業者で、平成20年4月以降に大槌町またはその他の機関が発注した鋼橋上部工の元請として、完了または実施中の実績を有することです。

入札参加業者は、記載のとおりであります。

次に、参考資料をお開きください。

工事場所、上閉伊郡大槌町大槌地内。

工事期間は、今回の議案が可決された翌日から、平成31年3月6日まで。

実施理由は、平成25年度社会資本総合整備事業（復興枠）に採択された道路事業であり、有効幅員が4メートルと狭く、橋梁上での車両のすれ違いが不可能な橋をかけかえ、すれ違い可能な橋として整備を行うものです。

施工概要。2径間連続非合成鋼鈹桁橋、橋長78.6メートル、幅員10.5メートル（車道部7.0メートル、歩道部2.3メートル）、工場製作・桁架設工167.5トン、支承工13個、床板コンクリート工203立方メートル、橋面防水工728平方メートル。

次のページに平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第76号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第77号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第77号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、町道三枚堂大ケ口線（仮称）三枚堂大ケ口トンネル設備工事。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約の金額、1億4,364万円。

4、契約の相手方、岩手県宮古市新町2番13号、株式会社村山電機商会、代表取締役村山利一です。

次のページをお開きください。

入札は、平成30年6月27日に行っております。

入札参加条件は、大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に掲載されている業者のうち、岩手県内に本社または営業所を構えており、平成20年4月以降に大槌町またはその他の機関が発注した電気設備工事もしくは通信設備工事の元請として、完了または実施中の実績を有しており、県の格付でA級以上であること。

入札参加業者は、記載のとおりであります。

次に、参考資料をお開きください。

工事場所、大槌町三枚堂から大ケロ地内。

工事期間は、今回の議案が可決された翌日から、平成31年3月8日まで。

実施理由は、平成25年度社会資本総合整備事業（復興枠）に採択された道路事業であり、東日本大震災津波において、小槌川沿線地域と大槌川沿線地域が分断されたことから、災害時の代替性を持った道路網を構築し、町民の安全・安心を確保するため、（仮称）三枚堂大ケロトンネル工事の設備工事を実施するものです。

工事概要。トンネル照明設備設置工72台、非常電話機設置工10台、押しボタン式通報装置設置工20台、消火器20カ所、警報表示板（トンネル坑口）設置工2面、誘導表示板（反射式）10面、引き込み柱設置工一式。

次のページに標準断面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第77号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第78号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第78号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 1、契約の目的、大槌駅観光交流施設建設工事。

2、契約の相手方、岩手県釜石市両石町第4地割26番地12、株式会社八幡建設、代表取締役 八幡康正。

3、変更内容は、変更前の契約金額1億1,426万4,000円を、984万9,600円増額し、変更後は1億2,411万3,600円とするものでございます。

次ページをお開きください。

1、仮契約締結年月日は、平成30年6月27日でございます。

工事概要につきましては、別紙参考資料をお開きください。

工事期間は、当初契約からの変更はございません。

変更理由は、外構工事におけるJR東日本における施工範囲との取り合い分について、詳細設計が定まったことによるもの。また、太陽光発電設備工事における財源の確保並びに設備計画が定まったことによるもの。以上により、事業費の追加を行うものでございます。

変更内容は、①外構工事が面積約260平方メートルで、アスファルト舗装や平板ブロック舗装、円形ベンチや植栽帯。②太陽光発電設備工事は、電池容量3.42キロワット、年間発電予想量3,400キロワットアワー、年間予想削減金額は5万3,000円を見込んでおります。

なお、工事図面を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第78号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第79号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 地方自治法第117条の規定により、12番阿部義正君の退席を求めます。

（阿部義正君、退場）

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第79号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的、町道大ケ口線大柱橋架替（下部工）工事。

4、契約の相手方、岩手県盛岡市加賀野二丁目8番15号、東野建設工業株式会社、代表取締役社長 東野久晃です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。

変更前の契約金額5億1,840万円を、1,412万5,400円増額して5億3,352万5,400円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、平成30年7月2日に行っております。

次に、参考資料をお開きください。

工事期間は、平成28年12月9日から平成31年3月28日までです。

変更理由は、土工・仮設工等について数量の精査、また仮橋・仮設道路・仮設上下水道管等の撤去及び橋梁防護柵・橋名板、橋歴版等の工種を追加し、事業費の増及び工事期間の延長を行うものであります。

次のページ以降に、施工概要の一覧表、全体平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第79号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

阿部義正君の除斥を解きます。

（阿部義正君、入場）

○

日程第7 議案第80号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第80号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、財産の品名、大槌町災害公営住宅買取事業（町方地区

②）災害公営住宅。

2、取得する財産、災害公営住宅26戸及び附帯施設（平面駐車場・外部物置等）。

3、取得の方法、随意契約。

4、取得の金額、4億3,501万5,360円

5、契約の相手方、岩手県盛岡市向中野二丁目1番1号、大和ハウス工業株式会社岩手支店、支配人 櫻下 信。

次のページの資料をお開きください。

物件種類、災害公営住宅。長屋2DK（A）3戸、木造平屋。長屋2DK（B）23戸、木造平屋。附帯施設として、外部物置26カ所、平面駐車場27台分、外構工事一式です。

位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第80号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時18分

○

再 開

午前10時40分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、開会いたします。

○

日程第8 発議案第2号 平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）における、

旧役場庁舎解体工事執行停止について

○議長（小松則明君） 日程第8、発議案第2号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）における、旧役場庁舎解体工事執行停止についてを議題といたします。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今回の臨時会は、大槌町始まって以来のことだと思いますが、臨時会の請求は議員の4分の1以上で請求ができて、提案については12分の1以上の賛成者があればできることとなっております。

しかしながら、本件に関しては3月定例会で既に可決されており、地方自治法であるとか議員必携などから、私自身の解釈ですよ、私自身が解釈すると、本件は議会の議決する事件としては不適切なのではないかと思っております。

権利を行使するということの重大性を十分認識しながら、私は質疑に挑みたいと思います。以上です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

提案理由及び内容説明を求めます。東梅 守君、演台へどうぞ。

○7番（東梅 守君） 発議案第2号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）における、旧役場庁舎解体工事執行停止について。

上記の議案を、別紙のとおり大槌町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出者は、私東梅 守です。賛成者は、同僚議員の小笠原正年、下村義則でございます。

議題。平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）における、旧役場庁舎解体工事執行停止について。

内容。理由、解体予算可決後、さまざまな課題解決を求める声があり、住民監査請求や工事の仮差しとめに発展しました。こうした課題を議会として解決するために、一時的に解体工事の執行停止を求めるものです。

根拠法令、大槌町議会会議規則第14条第1項及び第2項。

提案理由をさらに説明いたします。

これまで、町当局及び町議会は、ともに連携し、あの忌まわしい東日本大震災津波からの復興に、誠心誠意努力してまいりました。まさに、二元代表制の一翼を担うべく是々非々の姿勢で議会活動を行ってまいりました。

今回の臨時議会招集請求は、地方自治法により、議員に与えられた権利を行使するものです。それは、去る3月議会において、係る旧役場庁舎解体工事の補正予算が、新年度補正予算という形態で上程され、法令違反の是非についても、この議場で審議、討論してまいりました。結果、可否同数となり、議長裁決に委ねられました。

これまで、2度の意見書提出により、解体予算が議場で審議されることはなく、まずは復興の歩みを大きく前に進めるべく、議会審議が続けられました。現在もまだ応急仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされている町民の方々がいらっしゃいます。その方々の生活再建は最優先の重要課題であることは否定されません。しかし一方で、この旧庁舎をめぐる問題も、前進させる必要があることは確かなことです。

こうした経過を踏まえ、可否同数を受けて、議長は「可決」としました。

けれども、時間が経過するにつれて、住民のいろいろな声が出始め、特に、避難指示がなぜ出せなかったのか、災害対策本部をなぜ高台に設置しなかったのか、などの課題解決を求める声が日を迫うごとに高まっていくのを感じました。

それが、住民監査請求、あるいは工事の仮差しとめという、司法を巻き込むことに発展していきました。

私たち議会は、そして議員は、その与えられた責務を全うすることが求められます。したがって、こうした住民の方々の声は、すなわち、私たちに向けられているものだと強く感じました。

予算は、必要があるからこそその予算であります。しかし、その執行をしばし待つことにより、これまで述べてきたように、多くの町民の疑問を解決するための時間を持とうではありませんか。

町長は、町民の声に耳を傾ける。いつでも話をすると公言しています。なればこそ、今求められているそうした声を聞き、対話しながら、その解決を、議会もともにやっついこうではありませんか。

そのために、旧役場庁舎の解体工事の一時的な執行停止を求めるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質疑をする議員は自席で、答弁をする議員は演壇でお願いいたします。

なお、本議案については、1人3回以上の質疑を認めることといたします。

質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 初めてのことで、ちょっと私も戸惑っています。

それでは、質疑に入らせていただきます。

今回の臨時議会の招集請求は、人数要件は満たされております。ただ、会議に付すべき事件、議案については、私自身納得しておりません。ですので、次のことをお尋ねしたいと思うんですが、議員の教科書ともいえる議員必携には、付議すべき事件は3つの要件が必要と解すとあります。1つ、法令による議会の権限に属する事件であること。2つ、議員に発案権のある事件であること。3つ、具体的な事件であること、とあります。

今回の付議すべき事件は、3要件を含み、地方自治法のどの部分を根拠としているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） お答えをいたします。

今回の臨時議会招集に当たっては、私も勉強不足を補いながらも、提出をさせていただきました。もちろん、この3要件のことは当局側からも求められましたし、さまざまな問題を受けてやってまいりました。私自身も、まだ全部を理解できたというわけではありません。ただ、その3要件の流れの中で、たしか96条だと思うんですが、そこには15項目あります。ただし、それを読み解くに、法の解釈になるのかもしれませんが、これを出してはいけないというふうには書いてございません。そういった観点から出させていただいたわけですから。答弁になっているかどうかはわかりませんが、その内容を十分精査された上で検討いただければと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 私たち議員には、賛成、反対の意思をあらわす表決権が与えられております。また、議会には議決権が与えられております。議員の議案提出権をもとに、今回の議案が提案されております。地方自治法112条がもとになっております。その中に、議員の議案提出は、議会の議決すべき事件につきできると書かれております。

今回の議会議案は、この96と先ほどおっしゃっていましたが、96条のどの項に該当するのかということを示していただきたいと思っております。そして、私たちはまたどの項でこの表決をしなければならないのか、その部分を重ねてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 先ほども申しましたが、15項目というのがあります。議員必携、

私も見ました。15項目が、議員が議会活動を行う上で鏡になるものというのは、私も理解はしております。ただし、今回の件は、この15項目に当てはまらなくても、十分にその、何というのかな、議案は果たせるものというふうに感じております。

また、この私の表現不足から、どこで決議を求めるかという点についてでありますけれども、この点に関しても、当初町長のほうに請求を出した際についてとなっていたことから、決議を求めるとしたその議案については、議運のほうからも異議がなされ、しかる上で全てそろえる形についてというふうにしました。ただ、私も初めてのことで、この件に関しては皆さんの判断にお任せをしたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 我々は法律家ではありませんので、この詳しい法律の知識というものは持ち合わせて、私自身は持っておりません。ですので、この96条議決事件に関しては、15項目そしてまた2項に1つありますので16項目が議会の議決すべき事件ということで、自治法上に定まっているわけであります。今回のこの議決表決をするに当たり、そのような、どこに当てはまるのかというものを示されない議案を示したこの臨時会の請求というものは、私は臨時会の請求そのものを逸脱しているかもしれないと思うんです。臨時会の請求を、開催した後で、何でもできるんだというような臨時会であってはいけないと思うんです。ですので、これからの今の時間は、議員が請求した臨時会の時間です。この時間をどのように過ごしていったらいいのかということ、我々議員は深く考えた中でこれから時間を過ごしていかなければならないのではないかと強く思っております。

私の質疑は以上で終わりたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この中で、「特にも、避難指示がなぜ出されなかったのか、災害対策本部をなぜ高台に設置しなかったのか」ということなんですが、これの最高責任者である町長さんが今、そのときの町長さんは亡くなったわけですが、このことについてどのようにお考えかお尋ねいたします。

もうちょっと説明します、いいですか。そういうふうに言いましたけれども……。

○議長（小松則明君） 少しお待ちください。これは町当局への質問ではございません。

そのことを皆様わかってからお話してください。

○8番（阿部俊作君） つまり、なぜ避難命令が出なかったのかという場合の検証という

ことを前々からおっしゃってございましたけれども、検証というのを考えた場合、亡くなった方をどのように捉えながら検証するのか、それがちょっと私には検証、これからの未来のことにに関して、憶測が入るわけです、亡くなった方の、どうあったろう、こうあったろうという、それでは本当の検証にならないと思うし、その辺どのように考えておっしゃっているのかという、ちょっと疑問を持ちましたけれども。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） お答えをいたします。

この検証については、これまで2度検証をされてきたわけですがけれども、大槌町だけがその避難勧告、避難指示が出されなかった。このことは、正直言って本当に恥ずかしいことであったと、私も感じております。そして、そこで検証を今行えるのは、今いる町長自身でなければならないことだと、先延ばしにしていることではないというふうに私は感じたことから、この検証をしっかりとすべきという捉え方で文書にしていただきます。ぜひこの検証を進めなければ、いつまでも疑問が残ったままで中途半端な検証のまま終わってしまうことになってしまう。そのなぜを解き明かさなければ、次の防災に生かせないというふうに私は感じております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 指揮、命令、招集、さまざまな面において町長の責任なり町長の指示によって役場職員が動いたものだと思います。そういう面で、そういう指示する最高統監といいますか、管轄の最高責任者が亡くなった時点において、それで検証というのはちょっと疑問に思ったんです。亡くなった人がこうだろう、ああだろう、だから出さなかったのか、そういう面で、今生きている人が、そのさきの責任者をかわって言うことはできないと思うんですが、どうなのでしょう。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） もちろん、お亡くなりになられた町長の指揮下にあるわけですがけれども、当時総務課にいて、その任を担っていたのは現町長ではなかったかというふうに私は思っております。なので、その辺のことは、その流れるものは現町長でなければわからないんだろうというふうに私は感じております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。質問ですか。（「答弁」の声あり）答弁、はい。じゃあ答弁なら前にどうぞ。（「提案者じゃない人が……」の声あり）ちょっとお待ちください。今の件に対しては、小笠原正年君、下村義則君等が、これについての賛成者

となっております。それなので、ちょっと答弁ということにはなりません。小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 自治体は法人化されていますので、人個人がかわっても、それは継続されることだと思いますので、責任とかあれば当然引き継がなければならない、法人化されていますので当然のことだと思います。人がかわってもですね。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この旧役場庁舎につきましては、震災直後から署名、残す、そういう活動とかあってきたわけなんです。そして、そういう中でいろいろ討議して、昨年12月には議員として、もうみんな腹を決めましょうという、それで新年度予算に向かおうという姿勢であったわけです。そこでの議決を経てきたわけなんですけれども、なぜ今なのかということをやっと疑問に思います。それまで、いろいろ話をしてきたし、そういう中でまちづくりをどうするかというのが一番大事だと思います。どういう町にするか、あるいは役場庁舎をどのように活用するか、その辺もちょっと、ただ残せ、残せだけではわからないのですが、その辺お尋ねします。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 確かに、あの3月の議会で議決を経たことは、私たち大変重く受けとめております。それから、私たちは何も残せと訴えているわけではありません。あくまで一時的に、この一時的には何で起こったかということ、解体工事が始まった直後から、住民の方から、私の自宅あるいは同僚議員の自宅に声が届くようになってきました。こういった声と、それからその説明で私が先ほど読み上げましたけれども、住民の方から監査請求が出されたり、または司法の場へと、こういったことを私たちは議員として黙っていていいのだろうか。そこで大変強く感じ、今回のことになったということでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 先ほど東梅康悦議員が言ったように、結局今の答弁者、先ほどの答弁の中で96条の15～16項目の中に出せる根拠がないけれども、出してはいけないとは書いていないから出したんだという話ですけれども、そうなると、例えば今もう質疑が入っていますけれども、議案の根拠になっていない法令のもとで我々は議論をして、それを仮に是か非かと決めたとしても、何ら拘束力がないということになってしまう。それを、その議決をしていいのかどうかという話になってしまう、議決自体がですよ。そ

ういう、本当のこの入り口のところで私も葛藤するわけですよ。検証とかそういう話ではなくて、そもそもこの提案が本当に、権利は満たしたから提案までは仮によいとしても、これ議決をしたりするという、この法的拘束力のない議決をしなければならないのに非常に疑問があるというようなところがあります。

先ほど提案者の話を聞いていると、最初に工事の執行停止を求めたと、それが議案として請求文書だったと。でも、中身に今書いてあるとおり、皆様のお手元の資料の中では、一時的に停止で、立ちどまって考えてほしいというふうに、このタイトルと中身のそごがあるわけですよ。でも、タイトルはタイトルですから、我々は法令に基づいて審議をして議決をしていかないといけないわけですよ。なので、本来であれば、タイトルが違っていたら一旦取り下げて別なものをきちんと出すとかということを実はやらなければならないのかもわからないし、東梅議員も議連のメンバーで、いろいろけんけんがくがく我々ともしましたけれども、結局のところは執行の停止も、一時停止も解釈は同じだという話で、一時停止も含まれますという話をされましたが、逆の言い方をすれば、一時停止も停止なわけですよ。執行停止するということが、そもそもこうやって議論をしていっていいものかどうかというところに、非常に疑問があるんですが、今のことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この件に関しては、私もその執行停止というところでは、出した後で弁護士さんのほうにお聞きしたら、私たちは法的に一時停止も全面停止も停止として文章を用いると、だからこれは大丈夫ですよと。その中身が、ちゃんと表現として一時停止というふうになっていけばよろしいと。ということで、この一時停止については、5人が共通して考えて決めたことです。文言のあり方を問われると、大変私も苦しいんですけれども、ただそういう形で一時停止も全面停止も停止として表記していいという声を受けて、そのままにしたという経緯もあります。

また、決議をという部分もそうなんですけれども、表題をそろえる必要があるだろうということでそろえました。私が答えられるのはそこまでなのかなというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 自治法ではなくて、議員必携の議決権という、一番議員が重要視しなければならない、そして議決を行使するというところに、皆さんもお読みだと思

ますけれども、決定した議会の意思、議決は、もはや議員個々の意思からは独立したものととなり、議会全体の統一した意思ということになる。たとえ議決とは反対の意思を表明した議員があったとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があったときから、成立した議決に従わなければならないことにある。これが議決権だというふうに書いてありますし、そのように私も解釈をしております。これを、教科書ではなく参考書だと言う人もありますけれども、我々の手元にはこれを頼りにしていますので、そういう意味でいくと、今の東梅議員の答弁からすると、結局はそれを一時的にとめてくれという決議を議会でしたいんだというふうに捉えていいものなのか。ただ、請求したタイトルが停止についてだから、その中身で幾ら説明しても決議にはならないのか、その辺お調べでしょうか。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今の件にお答えをいたします。

私もその件については、大変その法的根拠になるものというところでは、大変難しいところがあって、解釈するのに大変苦労しておりますけれども、それはあくまで表現のあり方であって、私たち5人は一時停止を求めていることであって、その表現云々、それから議決に当たっても、それはこの場で行われることであって、私がそれを云々というのは差し控えさせていただきます。

○議長（小松則明君） 今の、答弁になっているか、私はちょっと、何かもう少しわかりやすいことをお願いいたします。

○7番（東梅 守君） 十分にその議決を経るべきものだというふうに私は思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私は、この議案の提出についてはちょっと、芳賀議員も言ったように、疑問はあります。さきの裁判におきましては、まず目的が達成されたので取り下げる。その後で、またこういう議会のほうで出すというのが、ちょっとその辺わからないうんですが、どうなんでしょう。（発言あり）ううん、裁判、訴訟をしましたよね、それは下げましたよね。もうその目的は達成されたということで取り下げました。そういう中でここにまた議会として出すのは、ということがちょっと、それを疑問に思うので。（「それは違う人たちがやっていることだ、守さんがやっていることではないんだ」の声あり）ああ、そうか。ちょっと勘違い。

○議長（小松則明君） 俊作議員の言っている言葉は、第三者のことと、今の東梅 守議員たちのものとは別なもの。ただし、それを下げたからこっちが出したという分には、少し関連があると思いますけれども、言葉を変えて再度質問願います。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

一緒にやっている、そういうことだと思ったのでやりましたけれども、当然新聞等では、その目的が達成されたという部分で、一緒に行動をとともにしているのかと思って、今尋ねたわけです。出すこと自体については、別にどうこう言うわけではないし、出された分についてはきちんと審議するべきものだと思います。

それで、その検証を、先ほど会社というものは継続する、町も継続するということをおっしゃいましたけれども、事実その事件にどうか、そういう津波の災害のときに、最高責任者が亡くなって、その後に碓川さんが町長になったわけなんですね。そして、碓川町長さんが25年検証を行ったわけなんですね。そういう検証なんか行ったわけですが、その辺その検証について不十分だということなのではないでしょうか。この一緒の町民の会といいますか、守さん等々と一緒に行動を、碓川さんが顧問としてとっているのかなと思って……。

○議長（小松則明君） 本議会の中では、自分の思考とか、ちゃんとした事実のあるもの以外の答弁をなされることは禁じます。

○8番（阿部俊作君） 済みません、では変えます。

まず、その亡くなった方に対しての検証というのが、私にはちょっと、継続するといっても、生きていた人たちがその最高指揮者の心情あるいは行動を検証するということが不可能と思うんですが、その辺どういうことなのではないかと思ってお尋ねします。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。さっきの質問の内容に答弁願います。（発言あり）俊作議員の質問は、さっきの継続的だということで、小笠原正年議員が言ったことに対しての質問であると私は認識しておりますので。（発言あり）どうですか、阿部議員、誰に質問をしておりますか。（「名指しというか、ここに出され……」の声あり）質問者がちゃんと（「じゃあ、小笠原さんのその答弁に対してお尋ねいたします」の声あり）はい、小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 私の本来の本当の考え方は、旧役場庁舎解体工事執行停止についてよりも、旧役場庁舎解体工事の一時的な執行停止という感じが、私の本心であります。以上です。

○議長（小松則明君） もう一度、阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 答弁はできないと思いますので、その現実に今執行停止状態になっている状況から、さらに執行停止を望むということなわけですね。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） お答えをいたします。

今休工中ではあります。それは、工事の手續ミスということがあって一時的にとまっている状況なわけです。なので、いつ再開されても、手續さえ済めば、いつ再開されてもおかしくない。なので、あえてその一時停止という形で、こちらの述べてある結論が出るまではとめてほしいという思いでおります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 繰り返しになりますが、我々のそのこれからする議決、表決は、96条のどの項目に当てはまりますかという答弁は、ちょっと示されておりません、どの項目だというのは示されておりません。我々は、普段当局とのやりとりの中で、厳しいことを是々非々でやっています。やはり、それには法律にかかわるところもいろいろ聞いた中でやりとりしているわけではありますが、この当局に是々非々の立場でなければいけない議会であり、議員であるとき、やはり今回のこの発議案は、どうしてもその自治法上の根拠からうかがうと、何かかなり無理があると私は思っております。是々非々の立場で、我々もこれからあと1年間、当局に復興後のまちづくり等々やっていかなければいけないときに、やはり我々議会の議員も、やはり守るところは守った中で進んでいくことが大事ではないのかなと思っております。

今回のこの96条の議決事項には、なかなか当てはまらない状況ではありますが、やはりその辺のことを考えた中で、やっぱり先ほど私が言いましたが、この今の時間は議員が請求した臨時会の時間であると私捉えております。ですので、その辺もう一度13人の議員で考えてみる必要があるのではないのかなと思っております。以上です。

○議長（小松則明君） 議長から申し上げます。先ほども東梅議員が申しましたとおり、私たちは二元制をもってということでやっております。二元制の場合、議員は当局に対し、自治法内、それに対しての法律、条例及び政令を遵守し、それに対して質問をしております。できるなれば、東梅 守議員発議案を出した皆様方に、どの部分に当てはまるかということを書いてほしいと思います。そうでなければ、本議会の趣旨に何かかみ合わない。私たちはこれを進めることによって、これらか何でもありでできるのではな

いか、議会自体が壊れていくのではないかと心配しております。そこについて、ちゃんと今この時間を大切に、そしてそれこそ質疑をし合っていただきたいと思います。

東梅 守議員、それに対してお願いします。

○7番（東梅 守君） 96条のところになるわけですがけれども、例えば例でいうと、議員辞職勧告、これもたしかこの15項目の中にはないのではないのかなというふうに思います。それでも、それも提出できるわけです。それと何ら変わらないのではないのかなというふうに私は思っております。なので、その項目になくても出せるものもある。もちろん、この臨時議会の招集に当たっては、そのもちろん緊急性と、それから重要性がなければいけない。みだりやたらに出すべきではないというのは私も認識をしております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今提案者が言っているとおり、例えば今の例を出して、辞職勧告は決議なわけですよ。辞職勧告決議案と言うではないですか、決議なんですよ。それに法的拘束力がないけれども、勧告を決議されたので辞職をなさる方もいるという話ですよ。だから、これは執行停止を求めているんですよ。さっき提案の賛成者の小笠原議員が、いや本心は一時なんだという話ですよ。じゃあ、ほかの請求した人たちはどのように感じる、本当に一時なのであれば、これは執行停止ではなくて、一時的にそういう場をという話なんだとすれば、何で臨時会なのか。13人いる、いろいろな話をしながらやっている中で、臨時会の招集までいく前に常任委員会だってあるだろうし、全協だってあるだろうし。東梅 守議員は、政務調査会の委員長ですよ。やっぱりそういうのを勉強した中で、当局に申し上げるとか、やはりもう一回議論をしたほうがいいのではないかとかというのをなさらないで、いきなり臨時会の請求になってしまっているというこの事実、非常に、何というんだろう、不思議感があるんですよ。そのことについてどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 今の芳賀議員の質問の中には、14条第1項及び第2項の規定によるということの審査の出したその賛成者というか、その何人かいると思うんですけども、その人たちの言葉を聞きたいということで捉えていいですか。

○13番（芳賀 潤君） 言葉足らずで申しわけありませんでした。そもそもの臨時議会の招集するとき、議員の自署の署名をもって4分の1以上なんですよね、自署の署名というのは非常に大きいわけですよ。だから署名だと思えます。それに賛同された方が5人あって、今に至っているんですよ。ただ、それからもう18日という月日がたってい

ます。いろいろな人たちが私のところにも電話が来たり、お話をしたりさせていただいてますけれども、やはり本来、さっき小笠原さん言ったように、求めているものと今議論しているものにやっぱり乖離があるのではないかなというふうに、非常にそれを感じるんです。なので、提案者と賛成者は、東梅 守議員と小笠原さんと下村さんですけども、そもそも請求したほかの人たちは、今のこのやりとりを聞きながらどのようにお感じになるのかということも聞いてもよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） では、（「議長、先に芳賀議員から質問のあった、他の委員会でもよかったのではないかというふうな質問に対してお答えをします」の声あり）東梅 守君。

○7番（東梅 守君） いろいろな常任委員会、それから私も政務調査会やっておりますけれども、その委員会があるのに何で臨時議会が先なのかという話なんですけれども、これは工事がもう始まってしまっていたという事実があります。これを早急にとめる必要があるだろうと感じたことから、今回臨時議会の請求という形になりました。もちろん時間的余裕があれば、委員会等に提案されれば一番望ましい形が生まれたんだろうというふうに私は思っております。

○議長（小松則明君） では、請求者のほうから。澤山美恵子君、演台へどうぞ。

○3番（澤山美恵子君） 私たち議員は、それぞれの思いでこの場に立っています。そして、解体派やその保存派の方々からも、その1票を投じていただき、この場におります。今解体、保存の方々から、たくさんの声が寄せられております。解体予算は可決されましたが、私はそれを否定するものではありません。ただ、解体に着手する前に少し待つてほしいとの声を聞き入れてほしいだけです。町長は、一人でもつらいと思う人に寄り添い、この解体を訴えました。私は、今こそ、その待つてほしいとの声に耳を傾けたことによって、町のトップとして、解体の方々だけではなく保存の方々のつらい気持ちにも寄り添ったことになるのではないかと思います。今リサイクル法や、そのアスベストのために休止していますが、本当であるならば、町民の声や遺族の方々に耳を傾けて、休止という形にしてほしかったと思います。遺族の方々の中には、まだ説明もなされていないという不十分さも聞きましたので、もう少しその方々の声も聞き入れてほしいと思ひ、これに賛同いたしました。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君、引き続きどうぞ。

○1番（佐々木慶一君） 先ほど来議論されていますように、冒頭にまず3月議会で解体

予算は可決されました。まさに解体を始めようとし始めたところで、諸問題あって今中断しているわけですが、私たち申し上げているのは、先ほど東梅 守議員からもあったように、文章では解体を停止ということで表現はされていますけれども、内容としては全員が今進んでいる工事を一時的に、住民からいろいろな声が届いています。そういった中で、方向性を間違わないために一旦立ちどまって、その方向性をきちんと見きわめた上で動いてもいいのではないかということで、本心は全て一時停止ということ念頭に今回お話をさせていただいているところであります。それが、その文書表現上、最初に出した文書が執行停止、解体を停止するみたいな表現にはなっていますが、その停止も一時停止も停止ではないかという発言も先ほどありましたけれども、一時停止はあくまでもその一時的に解体工事を停止して、そこで立ちどまってもう一度考え直そうと、要するに今のその解体工事のあり方について疑念を持っている人たちに応えるためにも、将来に禍根を残さないためにも一旦立ちどまって、予算はこの3月で可決しているわけですから、今年度の予算、工事として実行されるというのを前提に、さはさりながら住民のいろいろな広く声を聞くためにも、一旦一時的に停止して考えていただくということで賛同したものであります。

○議長（小松則明君） 下村義則議員、自席にてまだ一度も発言をしておりませんので、どうぞ。いや、自席でいいです。

○2番（下村義則君） 私も、今、先日までは盛岡のほうの司法のほうにもいろいろ差しとめとかあって、そして今はまだ住民監査請求の結論も出ていないわけですよ。それが出るのが、多分そろそろだと思うんです。それを待ってからだって遅くはないのではないかと。だから、私も停止ではなく一時的に、その結論が出てからでもいいのではないかと。幸い、そのアスベストだの事務的あれもあって、今とまっている状態ですが、そういうつもりで私も賛同しておりました。3月の定例会に可決、当局の提案が可決されたことについては、それは厳粛に捉えております。以上です。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 私はこう思いますよ。実際、今東梅康悦さんとか芳賀さんが一生懸命この自治法について、我々が議員必携を見ていること皆さんに訴えた、法的根拠がそこにあるかないか。でもその前に、そういうことを言われる前に、我々は大槌町議会議員団だと、ここの場合は最高機関であって、執行者は町長だけなんです。我々は確かに言いたいことは言うけれども、自分たちが決めて議決を経たことを、さらにそれを覆

そうとするその根拠が何があるのかなと思います。それは、将来のことを考えているとは思いますが、我々が特別委員会を開いて大槌町をくまなく歩いた、そのとき、そのときの考え、皆さんからもかなり突っ込まれた人たちもあったと。私はね、解体してほしい人たちは声を上げないんですよ。残せ、残せという人たちは声を上げているようですけれども、実際なくしてもらいたいという人は声を上げない。そういう聞こえない声はどうするんですか。私はね、あなた方はこの名前書いてあるこの3人、あと2人か、5人の人たちにそこを言いたいと思いますよ。議員として資質が問われてくるんですよ。自分たちの決定したことを、さらにそれをまた覆そうとするんだ。もう少し自分の胸に手を当ててよく考えてください、議会議員としてどうあるべきか。全員からその答弁聞きたいです。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今町長の執行権に関してお話をされましたけれども、私たちはその執行権をとめようとするものではありません。だから、一時的に時間をくださいと言っているだけなんです。3月の議会で議決を経たことは、全員重く受けとめています。だから、それを全てやめろと言っているわけではありません。一時的に工事をとめてくださいと言ってお願いをしているだけですので、その辺は誤解のないようお願いいたします。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 一時的にも停止にも、今までこの旧役場庁舎について、町民と向かい合って話してきましたよ、その間はずっととまっていますよ。町長は、解体をするというのはもう選挙のときから言ってきた、町民との一つの公約だ、そしていろいろなところに立って、そして大槌町のこの旧役場庁舎をどうしようか、それを尋ね歩いた人も中にはいる。そして、そのパーセントは75か80あったのではないか、私は解体に賛成だと、そういう人たちもいた。いろいろなことでやってきて、ここの城山には納骨堂もつくって、そこまで我々が頑張って、まずはそこをつくってくださいと、先にそこをつくってくださいと、それで考えを新たにして、最終的には粛々とこれを進めようとした。そこは皆さんもここで一致した議場でやったんだから、それは覚えていると思いますよ。それを、さらにまた終わったことを、さらにまたそういうことをすることは、私は不思議に思いますね。やっぱり議員として、議決したことには責任とらなければならないんですよ。あとで町民に何を言われようと、我々の13人の肩には、それが乗っているのさ。

議員として決めたことは、やはりそれは守らなければならないんですよ。

○議長（小松則明君） 先ほどの続きに入ります。小笠原正年君、発言席へどうぞ。

○6番（小笠原正年君） 当然、私も議決に従わなければならないことは当然のことです。けれども、私たちが今やっていることは、しばしお待ちいただけませんかとお願いの立場です、実際のところはね。例えば、テレビなんかに映ったある人が、それは一般の人ですけれども、来て、ちょっとやっぱり自分は壊すべきだと初めから言っていたんだけど、だんだんと今の気持ちになって、今の気持ちを言うと、だんだんに、しばし待てよと、もう一回中に入ってみたい、などと言う人も来ました。そんなことを考えますと、なるほどと思ひましてね。これはやっぱりしばし待っていただけませんかというお願いをするべき立場だと考えています。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君、お待ちください。どうぞ。澤山美恵子君、演台へどうぞ。

○3番（澤山美恵子君） 先ほども言いましたけれども、やはりその着手する前に、遺族の方々にきちんと、町長は皆さんに説明をして歩いたと、この前テレビの報道で見ましたけれども、まだ来ていないという方もいらっしゃいますので、そういった説明をした後にでも着手ができるのではないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 答弁する方に少し答えてほしいのは、議員としての立場をどう考えているかという質問に対してが主であります。それについてお願いいたします。下村義則君、自席にてどうぞ。（発言あり）議員の立場を聞いております、議員としての立場についてということで金崎議員は聞いておりますが、そのことについてを主に言ってほしいと。

○2番（下村義則君） 議員の立場、人それぞれの考え方があると思いますが、我々は町民の方々に負託を受けて、この席に座っているわけでありますので、それはさっきも言ったように、3月議会で決定されたものを、何もそれをひっくり返そうとか、何かしようとか、そんなこそくなことは考えておりません。ただ、先ほども言ったように、ちょっとその監査請求が出されているのだから、その結果が出てからでもいいのではないのと、ちょっとだけ待ってもらえませんかという気持ち、議員としてのそれが気持ちです。

○議長（小松則明君） まず承りました。佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 先ほどの発言の繰り返しになるかと思いますが、芳賀議員から先ほど話あったように、我々議員は、例えば賛成、反対を議論する中では、それ

それぞれ違った意見があったと思います。その結果、議論を踏まえて最終的にこの議場で議決したことに対しては、議員としてはそれに従う、執行する責務はあるというふうに感じています。さはさりながら、その決まったことを覆すということではなくて、決まったことの範囲の中で、事が進んでいる中で、住民からいろいろな意見が出てきたと、いろいろな要望が出てきたと。それを聞くことに、耳を傾けることに私は今動いているということです。ただ、それは議決したことに反する範囲ではなくて、議決したことの範囲の中でできることを提案しているという立場でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今4人の方がおっしゃっているとおり、一時的にという話ですよ。だから、このタイトルの、公文書ですから正式文書ですから、執行停止を求めている議案が今審議されているわけですよ。何ぼ言葉で言っても、例えばこれで議決して、可決になるか否決になるか、でもタイトルには、結局執行停止案可決とか否決とかというふうに載りますよね。それを見た住民が今度はどう思うのか、ああとまったようだねとなるのでしょうか。一時的にだそうだよという話でしょうか。だから、非常にこの我々の議員というものが町に、議論の中ではいいですよ、ところが文書をもって文書で回答を求めて文書で何かをすると、非常に大きいんだと思うんです。ただ、今の話を聞いていると、小笠原さんの話、あと慶一さんの話を伺って、特にも感じるんですが、ちょっと待ってということをお願いですよ、要は。議決の範囲の中でできるものは議員として何があるかと悩んだ結果、今の行動に走っているというか、今の行動をしているということであれば、これは停止を求めるものではなくて、議会が認めれば、議会があくまでも認めれば、それを決議して町のほうにお願いをするというやり方が、これならまだわかる、それならまだわかるんですよ。ただ、それはもちろん法的拘束力がないわけですよ。あとは当局が情状酌量をもってどのようにするのか、さっき下村さんが言ったように、監査請求の答えが出てからなのか。たまたまアスベストでとまっているのは、これは工事の不手際ですよ、予算は執行されるんですから。工事の不手際だとしたら、それは当局とか工事請負業者がきちんとやって、それをちゃんと許可を得て再開すればいい。だから、その間にも時間があるだろうし、金崎悟朗議員が言っているとおり、この7年という時間もあった。いろいろなことを我々もやってきました、それは皆さん議員承知だと思います。答弁の中でも、検証は終わらないんですよ、東日本の。阪神・淡路だってまだやっているって失礼な言い方だけれども、検証というのはもう終わらない

んですよ。あれでもなかった、こうやればよかった、今の西日本の水害なんてすごいじゃないですか。それを向き合っていかなくてはいけないんですよ。だから、終わっていないからの納得感だとかと言い出したら、俺は納得していないとかとなったら、もう話が堂々めぐりで終わらないのではないかなと思います。一番いい例は、津波後に東京大学の先生方が、大型防潮堤をつくったほうが安全・安心だ、いや防潮堤をつくれれば景観を壊す、両方とも東大の先生ですよ。それに住民が巻き込まれて、住民の懇談会したり協議会したりして今の形になった。なので、ここにいる13人がどう判断するかだと思うんです。いろいろな人にいろいろな言葉あるんですよ、やっぱり。でも、我々は住民の信託を受けてこの席にいて、提案なされたものを審議するというのが本分です。ただ、最初から言っていると、その提案の内容が法的に、何というのかな、示されないと、これ議論はいいんですけども、採決をしたりしていくとなると、何か本当にそれで議会議事堂でいいんだろうか、だから先ほど言ったように、全協でもあるだろうし、常任委員会でもあるだろうし、政務調査会でもあるのではないかというふうに思うところがあります。今のことについて答弁があれば。

○議長（小松則明君） 答弁をお願いいたします。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） このことは、先ほども述べましたけれども、本当に常任委員会とかそういうところで審議されれば、それはよかったんでしょうけれども、緊急性を要したということが大きな前提になっております。たまたまそのアスベストの問題であったり、工事の手續の不手際で今はとまっているというだけで、当時みんなで集まったのは、まだ工事がとまっていないときでありました。そういった部分もあってやってきました。

それから、皆さんがこれまで何度も議論をしてきたというのは、私も十分承知をしております。また、町民から負託を受ける中で、やっぱり町民の切実な声に耳を傾けるといことが大事になってくるのだろうというふうに思っております。いろいろなところで向き合うことは、私たち議員やめることはできないと私は思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） やはり、この話をやっていけば堂々めぐりになりますけれども、我々とすれば、法的根拠もない、議員との資質のことも私も言った。でも、一番私は残念に思うのは、ここで議員がみんなで集まって、記者の人たちもいない中でみんなで話し合っ、そして行政のほうにはお願いして、いや、まずこの解体については棚上げに

してもらいたいと。やっていただきたいことが一番あることが、この住民の応急仮設で暮らしているその生活とか、あとは城山のこの上に、この納骨堂をつくるとか、そういうことをやってくださいと、それからですと、というので、そこで一時棚上げにしてもらって考えていただいた時間もあります。我々も一生懸命あちこち歩いて、足を棒にして歩いたんだけど、そうやって自分たちとすれば、ここで結論出したのは、そのときが来たら粛々と議決に参加しましょうということでここで終わったはずだ。それを、いやこの時期になったら、あっちこっちからそういう話が出てきたからどうでこうで、そこなんです。例えば、話が出てきたからこうだ、その一言、一言によって議員の考え方がころころと変わるようになったら、これもまたおかしい話でね。やはり自分として意思を持って決めてやっていることなら、そのときは仕方ないな、可決になったなと思って諦めることがあっても、そのいい方向に進めるためには、それからだと思えますよ。それを一時的にしろ、しばしにしろ、私は変なのではないかな、おかしいと思えますよ。これ決まったことなんだから、もうそれは粛々と工事は再開してもらわなければいけないし、たまたまそのアスベストの問題で一時とまっただけの話で、それをいいことに乱してどうのこうのと言っていてはだめなのさ。これは私はもっと先を見て、将来のことを考えていってもらいたいと思えますよ。

○議長（小松則明君） 答弁を求めます。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 議会で議決されたことに従えというふうに、私には受け取れました。全くそれを覆すという、先ほどから申しておりますけれども、覆すという考えはありません。

それから、アスベストが出た云々かんぬんを根拠にしてこれを求めた、それは後づけです。私たちは、その問題が発覚する前に提出しております。

それから、地方自治法の176条の4項によれば、議会の議決があつたとしても、町長はこれに自動的に拘束される関係にないという項もあります。なので、これまで議会で議決されたもの、いっぱいあるかと思えます。それが年度中に、例えば工事であつたりして、終わらなかった場合にはまた次という部分もあつたと思えます。そういったことから考えて、一時的にこの、何も議決が決まったから、町長は解体工事をすぐに着手しなければいけないという、そういうものでは私はないんだろうというふうに思っています。なので、一時停止という、私たちは当然議員ですので、その議決を重く受けとめていますので、なので一時係る問題を解決するまで待ってもらえませんかというお願い

をしているわけです。

○議長（小松則明君） 阿部三平君。

○5番（阿部三平君） いろいろそれぞれ考え方がある中で、解釈に幅があるのであれば何でも出せるような解釈の可能だし、あるいは狭めれば出せないとも解釈されます。ただ、私が思うには、ここの地方自治法の112条に予算についてはこの限りではないとあります。自分のわずかの本の中でいろいろ見えてきましたが、この予算の提案権は首長の専属事務であると。それから、あとはさまざまな事件がありますが、ほとんどのものが予算が伴うということです。となれば、首長の執行権を犯すことになるという解釈もできるんだと思います。結局、首長になった人は、みずからの判断と責任でそれを遂行していく義務と権利があります。そういった中で、一時停止といたら何時間なのか、あるいは何日なのか、それもその人の考え方で1日か2日という人もあれば、何カ月という人もあれば、どこでそれを線を引くか、また多数決ということにあるいはなるのかもわかりませんが、それをやっていたら、とても民主主義だからいいんだけど、その方向性が出てこない。例えば、出したとしても、また足踏みをする。ということは、右の考え方のある人、左の考え方のある人、結局そこで折り合いがつけたのは議決ですよ。これは、ちょっとごめんなさい、これは小学校の児童会、それから中学校の生徒会、民主主義は多数決だよと何回も何回も先生に言われて、ああ俺はそう思わねえんだけどもなど、そういうことでやってきたというのは、我々の経験の中にはいっぱいあると思いますが、といったようなことで、この執行停止は一時、一時の解釈にすごく幅があるので、そこは首長の執行権というかをとめるというか、それは結局法的には認められていないのではないかと私は解釈します。

先ほどは、佐々木議員さんが、私がこう解釈すればということで、私もこう解釈すればの範疇のものかどうかわかりませんが、そのところをお尋ねします。

○議長（小松則明君） 阿部三平議員、佐々木慶一議員に対する質問と捉えてよろしいですか。（「どなたでも構いません」の声あり）では、東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 先ほどから申していますように、町長の執行権を犯すということで私たちは考えているのではなくて、その一時的にという、それから今年度予算は3月に議決をされて、4カ月になるわけです。ただ、工事期間を見ると、約2カ月で完了するというふうな時間的なものを見れば、私たちが求めているその問題を解決する時間には十分あるんだろうなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） もう堂々めぐりに入っていると思うんです。いずれその執行停止というタイトルで、議会の開催を請求したわけですよ。ところが、話を聞いていたら、その3月の定例会に可決になったものを否定するものではなくて、一時的にとめてくれという、もう内容が決議、町への要望に変わっているわけです。これをどう判断したらいいんですかね、我々は。だから、へりくつではなくて、その根拠に基づいて審議しないと議会は壊れるんです。そうではなくて、だからその数要件を満たして出したのまではわかります、でもこういうふうなのを満たしていないよという、それこそ出した皆さんのほうが立ちどまって考え直して、またさらに決議を出すとかの方向に行かないと、間違った採決をしてしまうおそれもあるのではないかなというふうな感じがします。私はそこなんです。何も、その住民の声に耳を傾けて一時的にストップしてくれ、それは心情的なものです。でも、可決成立している案件を引き合いに出してとめろとかという案件だから心配するんです。なので、今こう1時間ぐらい討論というか議論してきていますけれども、ちょっと休憩を入れて、議長、議員でもう一回ちょっとけんけんがくがく、けんけんがくがくやる必要もあるかどうかわかりませんが、ちょっと暫時休憩していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 暫時休憩いたします。1時10分まで。

休 憩 午前11時53分

○

再 開 午後0時13分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時13分

○

再 開 午後1時00分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

1時30分まで休憩いたします。

休 憩 午後1時00分

○

再 開 午後1時30分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

質疑を続けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

討論に入ります。最初に、反対者の発言を許します。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ただいまの発議案第2号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど来、何度も申し上げましたとおり、発案権のある議案なのかどうか、そしてまたそれが法的根拠があるものかということ再三お伺いしましたが、それが提示になっていないという事実が今あります。我々は、やはり法に準拠した中で議論をするのが正當なんだというふうに感じているところであります。ここで採決をしなければならないというのは非常に残念です。そういう思いが今していますけれども、採決をするに至りましたので、これは粛々と否決をさせていただきたい。

御賛同賜りますように、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど来、何度も発言はしていますけれども、旧庁舎の解体予算については、去る3月議会で可決しております。今年度中に解体ということで、工事は進められているところであります。

ただ、ここに来て、その一部の住民団体から、監査請求を初めとする解体執行決定に関する疑念の声が上がってきている、あるいは旧庁舎が解体される前に、自分の家族が働いていた旧庁舎の中を自分の目で見て、自分なりに何かを感じとってからの解体としてほしいと望む遺族の声も上がってきております。

解体執行の一時停止に当たっては、いろいろな法的な不備で一時中断して、工事の一時差しとめの仮処分は取り下げている団体ではあるものの、遺族による旧庁舎の立ち入りの希望とか、自分の家族が亡くなったときの状況を知りたいという声は依然としてあるようです。

旧庁舎の解体に当たっては、これまで町長の、見たくない人に寄り添うとの判断から、3月議会で可決を得て、粛々と解体を進めるという考えだと思います。ただ、そういった中で、住民団体から出された監査請求に対しては、何ら要請がないのであれば、その結果を待って疑念を払拭することが、未来に禍根を残さないことにつながるのではないかと考えています。そのことは、また広く住民の声に耳を傾けることになり、

見たくない人だけに寄り添うのではなく、広く住民に寄り添うことになるのではないかと
いうふうにも考えます。住民感情を二分したままで終わらせないためにも、決まった
方針の中で最大限の努力が求められる事案ではなかろうかというふうに考えます。特に、
町職員の遺族による、解体前に旧庁舎の内部を見たいという希望をかなえることは重要
で、マスコミにも公開したことや、解体工事のために内部に人が入って作業をしている
ことを考えると、それほど難しいことではないように思われます。旧庁舎を見たくない
人に寄り添いながらも、できることではないかと思えます。

全ての住民が納得することは、これは難しいと思えますけれども、納得感をより高め
て住民感情の溝を埋めることが、今後のよりよい大槌町をつくり上げていくことにつな
がると確信しております。そのための努力をしていくことを希望して、本案件の賛成の
立場からの私の討論といたします。

○議長（小松則明君） 次、反対者。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 反対の立場から討論させていただきます。

議員が住民の声、地域の声を背負い、活動することは、とても大事なことであります。
今回の臨時議会の招集請求、そしてまた議員の発議による議案の提案も理解できる部分
もあります。しかしながら、先ほどのやりとりの中にもあったように、96条における議
員の議決権の中に、どうしてもこの発議案は含まれておりません。

我々議会人としては、もしかしたら自治法に反するようなことを、今議決しなければ
いけないのではないかという強い大きな葛藤を抱いております。この発議案自体が、も
しかしたら招集請求が通ったからといって、私は納得するものでないことから、今回の
この旧役場庁舎解体工事執行停止についてという議員発議案に対しましては、反対の立
場を表明いたします。

同僚議員の皆様方の御賛同をお願いいたしまして、反対の討論といたします。

○議長（小松則明君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 私は、賛成の立場から討論をいたします。

解体工事は、建設リサイクル法の届け出や、発がん性物質アスベストの法定の事前調
査を怠ったことから、現在事実上休止しています。法律や規則をきちんと守る自治体が
怠った行為のことを、失念したでは済まされないと思います。

また、執行停止は解体工事を進める前に、震災検証や震災遺構としての価値判断が正
しかったのか、それらを求める声が出てまいりました。このことは、議会として見過ご

すことはできないと強く思いました。予算が可決されたとはいえ、可能な範囲でそのことへの対応をしていかなければならないのではないのでしょうか。予算執行を一時待つことで、多くの町民が抱えている疑問を解決することも、町政の大事な責務であると思います。

よって、平成30年度大槌町一般会計補正予算における旧役場庁舎解体工事執行停止を求める本発議案に賛成させていただきます。

○議長（小松則明君） 次に、原案に反対の発言を許します。ございませんか。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私も、反対の立場から発言させていただきます。

先ほどの話で、いろいろ出された問題等討議していく中に、ちょっとずれを感じました。私たちは、どんな場合でも話を拒んでいるわけでもないし、ともにこの被災の中で手を取り合って新しいまちをつくりたい、そういう思いであります。これは、みんな同じだと思います。

そういう中で、私は役場庁舎解体よりも保存という方向で来るのかなと、そういう方面に考えておりましたけれども、そうでない話を求めるという方向になれば、やはりちょっとこれは議決する部分にはふさわしいものではないなと思います。先ほど、東梅康悦さんもおっしゃったとおりに、自治法、議決という部分にはちょっと不適切な案件かと思われま。そういうことです。よろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、発議案第2号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第1号）における旧役場庁舎解体工事執行停止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。（「議長」の声あり）東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 動議を求めます。旧庁舎解体工事にかかわる庁舎特別委員会の設置を求めることを議題としていただきたいです。

○議長（小松則明君） 賛成者はいらっしゃいますか。挙手をお願いいたします。

今の部分に対し、賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午後1時43分

○

再 開

午後2時04分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

ただいま、東梅 守君ほか2名から提出された旧庁舎解体工事に係る調査特別委員会設置を求める決議を、緊急を要する事件として日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについてを採決いたします。

本決議を緊急を要する事件として日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の諸君の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立少数であります。よって、本決議を緊急を要する事件として日程に追加し議題とすることは否決されました。（「議長」の声あり）東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 動議で緊急質問を求めます。

○議長（小松則明君） 賛成者はおられますか。

賛成者がおりますので、本動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午後2時07分

○

再 開

午後2時17分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

ただいま、東梅 守君から申し出のあった緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことについてを採決いたします。

東梅 守君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことに賛成の諸君の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立少数であります。よって、東梅 守君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことは否決されました。

○

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成30年第1回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午後2時18分

上記平成30年第1回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員